

私学振興に関する意見書（案）

東京の私立学校は、それぞれ独自の建学の精神や教育理念に基づき、新しい時代に対応する個性的で特色ある教育を積極的に展開しており、東京都ひいては我が国における公教育の進展に寄与している。

現在、都内の学校に在学する園児・児童・生徒のうち、私立学校に在学・在園する割合は、高等学校で約 6 割、幼稚園では約 9 割を占めており、私立学校が東京の公教育に果たす役割は極めて大きい。

急速な少子化が進行する中で、我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの個性や能力を最大限に伸ばす教育の充実がますます重要となっている。

こうした状況において、公立・私立あいまっての教育体制を維持し、各学校が新たな時代に対応した質の高い教育を実践していくことが必要であり、そのためには、私立学校振興助成法第 1 条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、令和 9 年度予算編成に当たり、私学教育の重要性に鑑み、教育基本法第 8 条に規定される「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 私立高等学校等の経常費助成等に対する補助を拡充すること。
- 2 私立高等学校等における I C T 教育設備の整備や生徒の高等学校段階からの海外留学、外部人材活用の推進等に対する補助制度を拡充するとともに、いじめ、不登校、保護者対応など、学校運営上の諸課題への対応に要する経費を支援する補助制度を創設すること。
- 3 私立高等学校等における耐震化、省エネルギー設備の導入、換気・冷房設備の整備など、施設・設備に対する補助制度を拡充すること。
- 4 より一層の保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校等就学支援金制度等を拡充改善するとともに、私立中学校等の生徒に対する授業料支援制度を創設すること。

5 都道府県の行う私立高等学校等奨学金事業に対する国の支援を拡充すること。

6 私立専修学校については、専門課程及び高等課程に対する新たな助成制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		